

若年性認知症とは？

認知症は高齢者に多い病気です。年齢が若くても発症することがあり、65歳未満で発症した場合を「若年性認知症」と言います。働き盛りの世代で、ご本人だけでなく、ご家族の生活にも影響します。

ご本人や配偶者が現役世代であり、病気で仕事に支障がでたり、仕事をやめることになって経済的に困難な状況になります。また子どもが成人していない場合には、教育、就職、結婚などの人生設計が変わりかねません。さらにご本人や配偶者の親の介護が重なると、介護の負担が大きくなります。配偶者が介護する場合には、配偶者ご自身も仕事が十分できなくなり、身体的にも精神的にも、また経済的にも大きな負担がかかります。

このように若年性認知症は社会的にも大きな問題ですが、企業や医療・介護の現場でもまだ認識が不足しています。



若年性認知症を疑ったら

—早期診断と早期治療の機会を逃さないために—

認知症とは思わず、がまんしたり、そのままにしたりしています。ご本人もご家族も悩みながら、原因がわからない状態が続きます。

どうも調子が悪い

いつもの自分と違う

婦人科 | 更年期障害

心療内科 | うつ病

耳鼻科 | 耳鳴り

初期の症状の現れ方などによって、必ずしも最初に専門医を受診するとは限りません。症状に改善がみられないときは、早急に専門医を受診しましょう。



お問い合わせ

下記フリーコール(無料)まで、お気軽にご相談ください。



若年性認知症の電話無料相談

0800-100-2707

ご利用時間

月曜日～土曜日(年末年始・祝日除く)

10:00～15:00

専門教育を受けた相談員が対応します。

個人情報厳守します。

相談員から一言

若年性認知症について知っていただけたでしょうか？誰でもなる可能性があり、介護する家族になるかもしれません。

若年性認知症の方は不安でいっぱいです。家族も同じくらい不安です。私たちにできることはなにか？

一人ひとりがこの病気の存在を知り、理解を深めることです。



社会福祉法人 仁至会
認知症介護研究・研修大府センター

〒474-0037 愛知県大府市半月町三丁目294番地

若年性認知症の 電話無料相談

認知症は
高齢者だけの
病気では
ありません。



社会福祉法人 仁至会
認知症介護研究・研修大府センター

どのような病院で診てもらえますか？

神経内科、精神科(心療内科、神経科など)を受診します。最近では「もの忘れ外来」として診療しているところもあります。

若年性認知症の治療方法は？

アルツハイマー病では、進行を緩やかにする治療薬が用いられます。現在日本で使われているのは「塩酸ドネペジル(アリセプト)」です。レビー小体型認知症にもこの薬が有効です。妄想、幻覚、興奮などの行動・心理症状は、良いケアで症状が改善されますし、抗精神病薬が効果的です。また、不安や睡眠障害には、抗不安薬や睡眠薬などが使われます。最近では漢方薬が使われることもあります。

若年性認知症と診断されたらその後は？

医療、介護、福祉の連携は欠かせません！生活に伴う不安を和らげるために、診断後は病院のソーシャルワーカーなど、具体的なアドバイスを得られるような専門職に相談することが大切です。ソーシャルワーカーとは？患者の治療や経済的問題も含めた医療や生活にかかわる援助を行います。

Q&A



認知症って治るのかしら？

若年性認知症ってどんなだろう？



若年性認知症と診断されたら働ける仕事はあるの？

なるほど



【社会参加としての福祉的就労】

障害者授産施設で働くという福祉的就労は、若年性認知症の方が仕事を続ける可能性の一つとして、今後期待されるものです。

身体の障害や、知的な遅れなどの障害であれば、障害者雇用促進法などの法律に基づき、障害者職業訓練コーディネーターやジョブコーチなど、職場と本人をつなぎ、訓練をする役割を持つ制度があり、それらを利用できます。しかし、若年性認知症ではそれらを利用した実績がほとんどありません。症状が徐々に進行していく認知症に関しては、まだこれからの課題といえます。

若年性認知症になる原因はどんなもの？

アルツハイマー病、脳血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症、その他

若年性認知症の症状はどんなもの？

基本的な症状である中核症状(脳の障害が原因で起こる症状)と、それに伴う二次的な症状である行動・心理症状(心理的な原因などから起こる症状)とに分けることができます。

【中核症状】

新しい記憶から薄れていきます。時間や場所がわからなくなります。判断力、理解力、思考力などが低下していきます

【行動・心理症状(周辺症状)】

★徘徊 ★妄想 ★幻覚 ★不安・焦燥・抑うつ

介護保険制度の対象は？

介護保険制度では、介護サービスを利用したときは、かかった費用の1割を自己負担します。サービスを利用できるのは一般的には65歳からですが、認知症と診断された場合は、40歳から利用できます。現行では、39歳以下の人は対象とはなりません。